大阪府立大学『経済研究』投稿内規

- (一) 本学経済学研究科在職の教員は『経済研究』に投稿することができる。
- (二) 次に掲げる各項に該当する者には、特別の支障がない限り編集委員会の議を経て 『経済研究』への投稿を認める。
 - (1) 本学大学院経済学研究科に在学する者で、その原稿につき指導教授の推薦を受けた者。但し、経済学会会費を完納していることを要する。
 - (2) 本学大学院経済学研究科を修了(退学)し、他大学もしくは公私の研究機関に研究者として在職している者で、次の要件のいずれをも満たしている者。
 - 1. 在職している機関において十分な投稿機会をもたないこと。
 - 2. 本学経済学研究科在職の教員(在学時の指導教員もしくはそれに準ずる教員) によりその原稿につき推薦を受けること。
 - 3. 投稿料を(経済学会正会員の年会費と同額)を納入すること。
 - (3) 本学経済学部・研究科退職者で、本学名誉教授である者およびそれに準ずる者であって、次の要件のいずれをも満たしている者。
 - 1. 退職後10年以内であること。
 - 2. 投稿料(経済学会正会員の年会費と同額)を納入すること。
 - (4) 本学経済学部・研究科の非常勤教員で投稿料(経済学会正会員の年会費と同額) を納入した者。
- (三) 本学経済学研究科在職の教員と他大学等に在職する研究者との共同執筆論文については、特別の支障がない限り編集委員会の議を経て『経済研究』への投稿を認める。
- (四) 還暦および退職記念号については、記念号該当者の推薦がある場合に限り、編集 委員会は他大学在職の研究者に原稿を依頼することができる。

※この内規は、昭和62年4月1日より施行する。

※平成15年1月4日一部改正。

※平成 25 年 5 月 23 日一部改正。